

## 群馬県税務印刷物等広告掲載要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、群馬県（以下「県」という。）税務課が所管する印刷物等（以下「広告媒体」という。）に掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「広告媒体」とは、「群馬県自動車税納税通知書発付用封筒」及び「もっと知りたい暮らしと県税」をいう。

2 この要綱において「広告掲載」とは、広告媒体に広告を掲載することをいう。

3 この要綱において「広告主」とは、広告媒体に広告掲載する者をいう。

### (広告掲載の対象)

第3条 広告主が、次のいずれかに該当する者であるときは、広告掲載の対象としない。

- 一 民事再生法又は会社更生法による再生又は更生手続中の者
- 二 法律、法律に基づく命令、条例及び規則等に違反している者
- 三 県の入札参加資格において指名停止措置を受けている者
- 四 暴力団又は暴力団の構成員その他これらに準ずる者
- 五 消費税又は県税を滞納している者
- 六 前各号に掲げる者のほか、広告主とすることが適当でないものは、別に定める。

2 広告の内容は、県行政の公共性及び信頼性を損なうおそれがなく、かつ、県民に不利益を与えないものとし、その内容が次のいずれかに該当又は該当するおそれがあるときは、広告掲載の対象としない。

- 一 法律、法律に基づく命令、条例及び規則等に違反しているもの
- 二 公序良俗に反しているもの
- 三 基本的人権や他の者の権利等を侵害するもの
- 四 政治性又は宗教性のあるもの
- 五 虚偽であるもの又は誤認されるおそれのあるもの
- 六 内容又は責任の所在が不明確なもの
- 七 意見広告（社会問題その他についての主義又は主張に当たるもの）
- 八 個人の氏名広告
- 九 比較広告
- 十 前各号に掲げるもののほか、広告の内容として適当でないものは、別に定める。

### (広告審査会)

第4条 広告の内容等の適否を審査するため、広告審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会の事務局は、税務課企画調整係に置く。

3 審査会の委員長は税務課長を、委員は税務課次長、税務専門官、企画調整係長、収納

係長、事業税係長、不動産・軽油係長及び税務システム係長並びに会計管理課契約調達係長のほか、委員長が必要と認める職にある者をもって充てる。

- 4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けるときは、税務課次長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 審査会の会議は、委員の過半数の出席により成立する。

- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

- 4 委員長が必要と認めるときは、関係者に会議への出席を依頼し、説明を求めることができる。

(募集方法等)

第6条 広告主の募集方法等の必要な事項は、別に定める。

(その他)

第7条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年12月24日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い、群馬県自動車税納税通知書発付用封筒広告掲載要綱（平成21年1月14日付け税第201-67号）は廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年7月17日から施行する。
- 2 この要綱は、令和2年4月1日に遡り適用する。